

その他の福祉サービス

◆健康相談・・・保健センター

- ・成人健康相談
- ・栄養相談
- ・禁煙相談
- ・歯みがき相談
- ・心の健康相談

◆予防接種・・・保健センター

- ・風しん抗体検査および第5期予防接種

※対象は、昭和37年4月2日生まれ～昭和54年4月1日生まれ男性

- ・大人の風しんワクチン

※対象は、妊娠を予定または希望している女性（妊婦・経産婦を除く）

- ・高齢者肺炎球菌
- ・高齢者インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス（高齢者）



◆がん患者アピアランスケア支援補助金・・・保健センター

抗がん剤治療による脱毛などに伴うアピアランス（外見）の変化に悩む方を支援するため、医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費用を助成します。

対象者・・・がんと診断され、その治療を受けた、または現在受けている方

補助対象経費・・・がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補装具の購入費
（医療用ウィッグ、乳房補装具）

補助金の額・・・補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限）

◆若年がん患者在宅療養支援事業補助金・・・保健センター

若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう在宅サービスや福祉用具の貸与・購入費用の一部を補助します。

対象者・・・0歳以上40歳未満のがん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅における療養生活の支援および介護が必要な方

補助内容・・・在宅サービス、福祉用具の貸与、福祉用具の購入

補助金額・・・サービス等利用料の9割（上限額 月54,000円）

◆救急医療情報キット・・・長寿支援課

「救急医療情報キット」は、自宅での万一の事態に備え、救急活動に必要な情報を専用容器（キット）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、救急隊が必要に応じて救急活動に活用するものです。

配布対象者（町内に住所を有する方で次の要件に該当する方）

- ①65歳以上の方
- ②心身に障害がある方
- ③その他希望する方

配布数 1世帯に対し1つ

申請方法 「救急医療情報キット配布申請書」を提出してください。

申請先 役場長寿支援課、保健センター健康館すこやかおおはる、総合福祉センター「希望の家」

◆ごみ出し支援事業・・・長寿支援課

家庭から排出される一般廃棄物を、自分で所定の集積所まで持っていくことが困難な高齢者や障がい者等の世帯を対象に、ごみの戸別収集を行います。

対象者

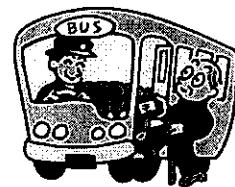
- ①要介護認定または要支援認定を受けている方で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯またはおおむね65歳以上の方で構成されている世帯
 - ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方で、ひとり暮らしの世帯または障がい者で構成されている世帯
- ※自分で所定の集積所まで持っていくことが可能な世帯または親族や近隣住民等の協力を得ることができる世帯を除く

◆福祉巡回バスの運行・・・民生課

総合福祉センター（希望の家）を起点として、町内にバス停34か所設けて、Aコース・Bコースを交互に、一日4回福祉巡回バスが運行されています。

なお、利用できるのは町民一般の方です。（ただし、児童生徒のみの利用は出来ません。）

運行日・・・月曜日～金曜日（祝祭日除く）



◆地域福祉サービスセンター・・・社会福祉協議会

住み慣れた地域で、必要なときに福祉サービスを受けることができるよう、総合的な相談、福祉サービスの調整など一連の業務が行われています。

相談対象者・・・どなたでもご相談いただけます。

◆ 入所者等が一時帰宅時に利用できるヘルプサービス事業

・・・社会福祉協議会

入院又は入所されている方が、一時帰宅などで家族が介護できない家庭に対してホームヘルパーを派遣し、安心した生活ができるよう援助しています。

対 象 者 一時帰宅で介護保険制度及び障害者総合支援法を利用できない方
サービス費用のめやす

身体介護（30分） 1,000 円

生活援助（1時間） 1,000 円

◆ 車いすの貸出・・・社会福祉協議会

病気やケガ等のため、一時的に車いすを必要とする方に貸出を行っています。

対 象 者・・・社会福祉協議会会員、町内在住・在勤者、町内で活動しているグループ

貸出物品 車いす

貸出使用料・・・社会福祉協議会会員は無料、非会員は1回 1,000 円

貸出期間・・・必要と思われる最短期間（最長3ヶ月）

* 電話にて在庫の確認後、窓口にて申し込み

◆ ボランティアセンター・・・社会福祉協議会

ボランティア活動を行いたい方や団体と、ボランティアの手助けがほしい方や施設・団体等の橋渡しをしています。また、地域住民がボランティア活動に取り組めるよう、活動の啓発や広報、ボランティア登録や紹介、斡旋をします。

◆ 災害ボランティアセンター・・・社会福祉協議会

大地震や津波、風水害等の大規模自然災害により被災した際に、大治町災害ボランティアセンターを設置します。被災者からの依頼があればニーズを調査し、ボランティアを募り、被災者の元へ派遣します。被災者とボランティアをつなぐ架け橋となります。

◆ 大治町避難行動要支援者避難支援の取組み・・・民生課

【避難行動要支援者避難支援計画】

台風や集中豪雨による風水害や地震等の災害が多発する中、高齢者や障害者など特に配慮を必要とする方に対する避難支援対策が求められています。

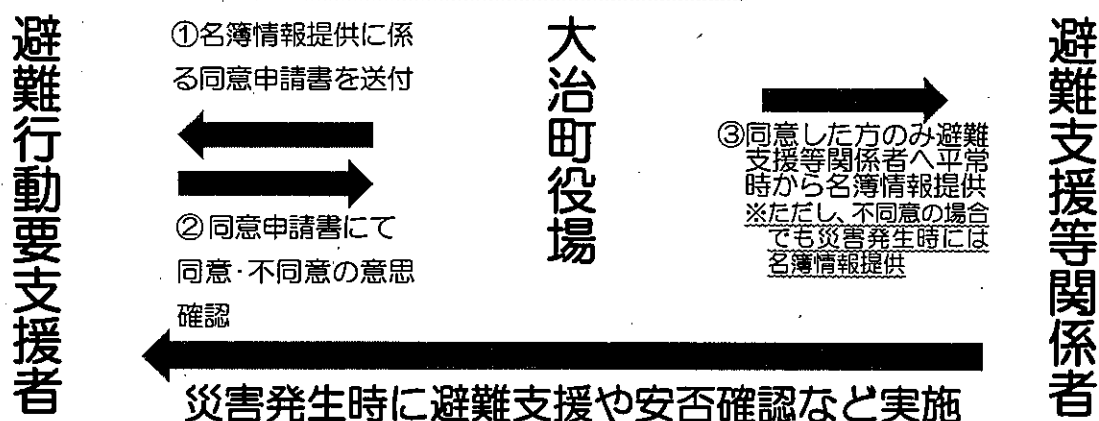
町では、災害対策基本法に基づき、「大治町避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、町の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにするとともに、義務付けされた、避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでおります。

【避難行動要支援者避難支援の具体的な取組み】

災害時に避難支援が必要な在宅の方の支援に役立てるため、災害対策基本法により町が避難行動要支援者名簿を作成します。

名簿に掲載された方のうち、同意をいただいた方の名簿情報を平常時から避難支援等関係者《消防（海部東部消防署）、警察（津島警察署）、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等》へ提供し、避難支援や安否確認などに役立てるとともに、平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

※災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿は、災害発生時の支援に必要な場合は、不同意の場合でも避難支援等関係者に名簿情報の提供を行います。



【避難行動要支援者名簿の登録対象者】

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方

- ① 在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定3以上の方
- ② 身体障害（児）者で身体障害者手帳2級以上の方
- ③ 知的障害（児）者で療育手帳A判定の方
- ④ 精神障害者で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑤ 難病患者の方
- ⑥ 上記以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方